

○財務省告示第百二十五号	○国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平成十五年三月二十五日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	平成十五年三月二十四日	財務大臣 塩川 正十郎	一 名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第二十五回）	二 発行の根拠	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項	三 法律及びその条項の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替用を授けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	四 発行方法	郵政事業庁長官による国債の募集の取扱い及び取得による発行	五 発行金額	二百七十四億九千三百十六万円	六 払込金額	二百七十四億九千三百十六万円	七 最低額面金額	五万円	八 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	九 発行の価格	平成十五年三月二十五日	十 募集の価格	額面金額百円につき百円三十四銭	十一 利率	〇・三パーセント	十二 経過利率の払込み	(一) 額に追加、次の算式により算出する期間日に払い込むものと規定す
--------------	--	-------------	-------------	----------	-------------------	---------	--------------------------------	----------------	---	--------	------------------------------	--------	----------------	--------	----------------	----------	-----	--------	--	---------	-------------	---------	-----------------	-------	----------	-------------	------------------------------------

る。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{5}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十三 初期利子

平成十五年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月に属する

十五 償還金
十六 償還金
十七 元利支

償還金
償還金
元利支

平成二十年三月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十 十
九 八

払 募 払
込 集 場
期 期 所
日 間

平 十 平
成 五 成
十 年 十
五 三 五
年 月 年
三 十 三
月 八 月
二 日 十
十 五 四
日 日 日
か
ら
平
成